

議案第八十九号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり三朝町老人憩の家の設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。



昭和四十七年九月十八日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾七年九月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町老人憩の家の設置及び管理に管する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝町老人憩の家(以下「老人憩の家」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 老人に対して健全な憩の場を与え、老人の教養の向上、心身の健康の増進等老人の福祉を高めるため、次のとおり老人憩の家を設置する。

一 名称 三朝町老人憩の家

二 場所 三朝町大字山田六百八番地

(管理)

第三条 町長は、老人憩の家の設置の目的の効率的な運用を図るため、常に良好な状態において管理しなければならない。

(使用)

第四条 老人憩の家を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

らない。

2 町長は、老人憩の家を使用する者が公共の秩序及び風俗をみだし公益を害するおそれがあるとき認めるときは、使用の承認をせず、又は承認を取消しすることができる。

3 町内に住所を有しない者で、六十才に満たない者の宿泊使用は認めない。ただし、町長がやむを得ない理由があるとき認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第五条 老人憩の家の使用については、別表の使用料を徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、減額もしくは免除をすることができる。

(管理の委託)

第六条 町長は、老人憩の家の施設設備の保全及び使用に関する事務を三朝町社会福祉協議会に委託することができる。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十七年十一月一日から施行する。

別表

利用者の区分		一 町内に住所を有する者 で、六十才以上の者及び 身体障害者 手帳所持者		二 町内に住所を有する一 以外の者及 び町内に住 所を有しな い六十才以 上の者		三 町内に住所を有しない 者で二以外 の者	
室別		和室六畳	大集会室	和室六畳	大集会室	和室六畳	大集会室
定員 ()は宿 泊の定 員		六 (三)	四〇	六 (三)	四〇	六 (三)	四〇
会議使用料	一日	六〇〇	二五〇〇	四〇〇	一五〇〇	六〇〇	二五〇〇
	半日 三時間以 内	四〇〇	一〇〇〇	三〇〇	七〇〇	四〇〇	一〇〇〇
休憩使用 料 一人一回	当り ()内は一 室当り最低 使用料	二〇〇 (八〇〇)	一〇〇	一一〇 (五〇〇)	七〇	一〇〇	七〇
宿泊使用 料 一人一泊	当り	八〇〇	一	六〇〇	一	八〇〇	一
備考 (使用料の特例等)		<p>一 中学生以下は、定額の五割を減額した額とする。ただし、未就学児童は無料とする。</p> <p>二 二十人以上の団体については、休憩使用料に限り一割を減額する。</p> <p>三 酒類を持ち込んだときは、一人につき五〇円を加算する。</p> <p>四 宿泊使用者が、定員の五割に満たない場合は、使用料の定額の二割を加算する。</p> <p>五 午後五時以降の入浴のみの使用料については、本表の規定にかかわらず大人一人につき三〇円、小中学生一人につき十五円、乳幼児一人につき十円とする。</p>					